

長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例

「排出等事業者、工事発注者、工事受注者、 土地所有者等の講ずべき措置」の手引

平成23年6月1日施行の「長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例」は、廃棄物の処理が適正に行われるために、排出等事業者、建設工事の発注者、工事受注者及び土地所有者等に対し、それぞれの立場に応じた義務又は努力義務を課しています。

また、廃棄物が不適正に処理され、生活環境の保全上支障が生じるような場合には、排出等事業者等は、その支障の除去を講じることとし、その措置を講じなかった場合には、市長は、当該排出等事業者等に対し、支障の除去等の措置を講じるべきことを勧告・公表できることとしています。

この手引きでは、それぞれの立場における責任を果たしていただくため、排出等事業者等が行うべき措置等について解説します。

目 次

第1	事業者の責務	P 1
第2	廃棄物の保管等に関する基準等	P 2
第3	排出等事業者	P 5
第4	工事発注者・工事発注事業者	P 7
第5	工事受注者	P 9
第6	土地所有者等	P 11
第7	準多量排出事業者が作成する産業廃棄物処理計画	P 13

平成23年3月

長野市環境部廃棄物対策課

第1 事業者の責務

事業者は、自らが排出する廃棄物の適正な処理を行うために必要な管理体制を整備するよう努めなければなりません。(第4条)

管理体制の構築に当たっては、「排出事業者のための廃棄物・リサイクルガバナンスガイドライン」(平成16年9月 産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会(経済産業省))を参考にしてください。

(URL : http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/3r_policy/policy/governance.html)

事業者の管理体制の整備の例

- 経営者は全社に対して廃棄物・リサイクルガバナンス構築に向けた経営理念を提示し、全社的な取組を進めていくことを明確に指示する。
- 全社レベルでの廃棄物の管理を担当する部門を決め、各部門の責任範囲と権限を定める。
- 廃棄物管理担当部門は、廃棄物の流れの全社的把握と減量化を含めた計画策定、3R推進に向けた分別ルールを整備に当たる。
- 各店舗・事業所は、それぞれの現場の廃棄物管理担当者を決め、廃棄物等の発生現場として日常的な管理、実績の取りまとめ及び廃棄物担当部門への報告等を行う。
- 廃棄物等の管理に係る状況を定期的に監査する仕組みを構築する。
- 情報を共有し、改善すべき点をフィードバックする。

第2 廃棄物の保管等に関する基準等

廃棄物の保管に当たっては、廃棄物処理法^{※1}の保管基準に加え、条例独自の基準として、火災発生防止のための基準、地盤面を掘り下げ又は地中にある空間を利用する場合の基準を、木くず又は木くずチップの保管に当たっては、それぞれの保管基準等を遵守しなければなりません。(第6・8・9条)

※1：廃棄物処理法とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」をいいます。

1 火災の発生防止に関する保管基準について

廃棄物を保管する場合は、自然発火しないよう適正な温度管理や火災の原因となる物との接触を防止するなどの火災の発生を防止するために必要な措置を講じるとともに、保管場所に消火器等の消火設備を備えてください。

なお、がれき類のように通常の条件下で火災が発生するおそれのない廃棄物のみを保管する場合は、消火設備の設置は必要ありません。

2 地盤面を掘り下げ又は地中にある空間を利用する場合の保管基準について

地盤面を掘り下げ又は地中にある空間を利用して廃棄物を保管する場合は、以下の基準を遵守してください。

- (1) 底面及び側面を不浸透性の材料で覆うこと。
- (2) 屋根、覆いその他保管の場所に雨水等が入らないようにするための設備を設けること。

3 木くずの保管期間について

以下の場合を除き、木くず^{※2}を、90日を越えて保管することはできません。

- (1) 産業廃棄物の処理施設において、適正な処分又は再生のための保管を行う場合
- (2) 容器を用いて保管する場合
- (3) 市長が特に必要と認めた処分又は再生のための保管を行う場合（災害の応急対応又は復旧のために必要な保管等、公益性が高いと判断したものに限りです。）

※2：木くずの定義は、P4「条例で規定する木くずと木くずチップ」を参照

4 木くずチップの保管期間及び保管基準について

(1) 木くずチップ^{※3}の保管期間

以下の場合を除き、木くずチップを、180日を越えて保管することはできません。

- ア 容器を用いて保管する場合
- イ 畜産農家が畜産業に使用する場合（敷料等）

※3：木くずチップの定義は、P4「条例で規定する木くずと木くずチップ」を参照

(2) 木くずチップの保管基準

木くずチップを保管する場合は、以下の基準を遵守してください。

- ア 周囲に囲いを設けること。

木くずチップの看板 木くずチップ保管場所

- 1 管理者氏名（名称）
〇〇株式会社
- 2 連絡先
〇〇市〇〇町〇〇番地 TEL
- 3 保管の高さ（最高）
〇〇m

イ 見やすい箇所に縦・横60cm以上の大きさの掲示板を設けること。

(記載内容は右図参照)

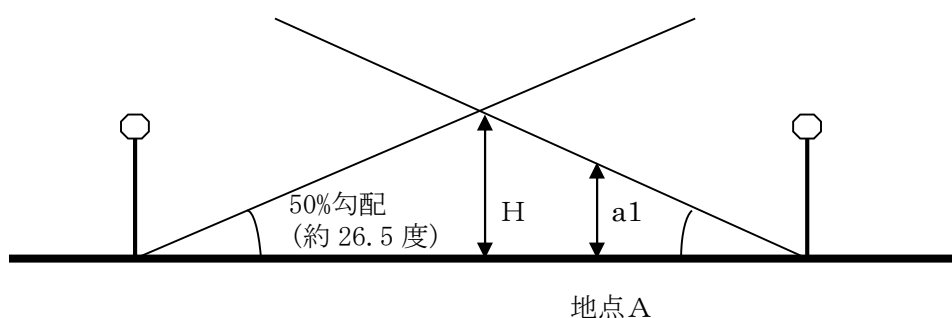
ウ 保管の場所から木くずチップが飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講じること。

(ア) 木くずチップの保管に伴い汚水が生じるおそれがある場合には、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。

(イ) 屋外において容器を用いずに木くずチップを保管する場合には、積み上げられた木くずチップの高さが、保管の場所の各部分について次に定める高さを超えないようにすること。

a 両方が木くずチップに接していない囲いの場合

- ・高さの上限：囲いの下端から勾配50%以下

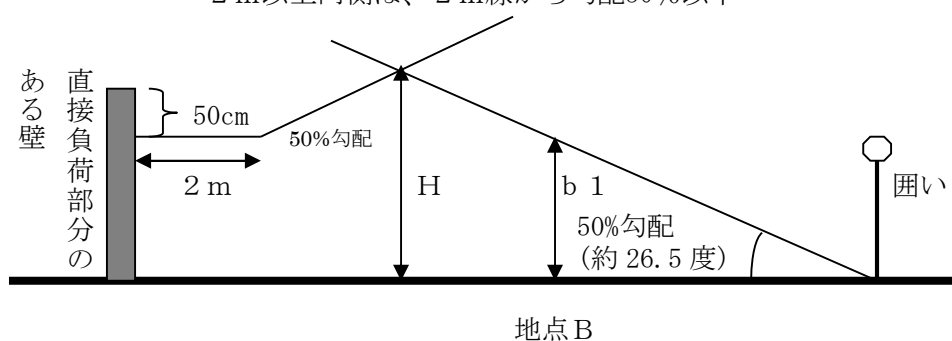


保管高さの上限 : H (最大)

地点Aの高さ上限 : a 1

b 片方が直接囲いに接している場合

- ・囲いの内側2mは、囲いの高さより50cm以下
- ・2m以上内側は、2m線から勾配50%以下



保管高さの上限 : H (最大)

地点Bの高さ上限 : b 1

エ 地盤面を掘り下げ又は地中にある空間を利用して保管する場合は、底面及び側面を不浸透性の材料で覆い、屋根、覆いその他保管の場所に雨水等が入らないようにするための設備を設けること。

オ 火災の発生を防止するために必要な措置を講じるとともに消火器その他の消火設備を設けること。

カ 保管の場所にはねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

5 木くずチップの使用基準

木くずチップを使用する場合の基準は、下記のとおりです。

(1) 次に掲げる木くずチップは使用できません。ただし、市長が生活環境の保全上の支障がないと特に認めた木くずチップの使用は、この限りではありません。

ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物の新築、改築又は除去に伴い

生じた木くずを切断し、破碎し、又は粉碎した木くずチップ※4

イ 廃棄物が混入し、又は付着した木くずチップ

ウ 長さが10センチメートルを超える木くずチップ

※4：CCA（クロム・銅・ヒ素化合物）処理等防腐処理木材を含まない木くずチップ等市長が生活環境の保全上支障がないと認めたものは使用できます。

(2) 雑草の防除又は植物の生育の保護若しくは促進のために木くずチップを使用するときは、10センチメートル以下の厚さで使用すること。ただし、市長が生活環境の保全上の支障がないと特に認めた木くずチップの使用にあつては、この限りではありません。

(3) 路面の保護、遊具の安全対策、緑化による法面の保護のために木くずチップを使用するときは、次によること。

ア 使用する箇所を明確に区分すること。

イ 使用する範囲及び厚さを、最低限必要なものとする。

ウ 使用する木くずチップの飛散又は流出を防止するための措置を講じること。

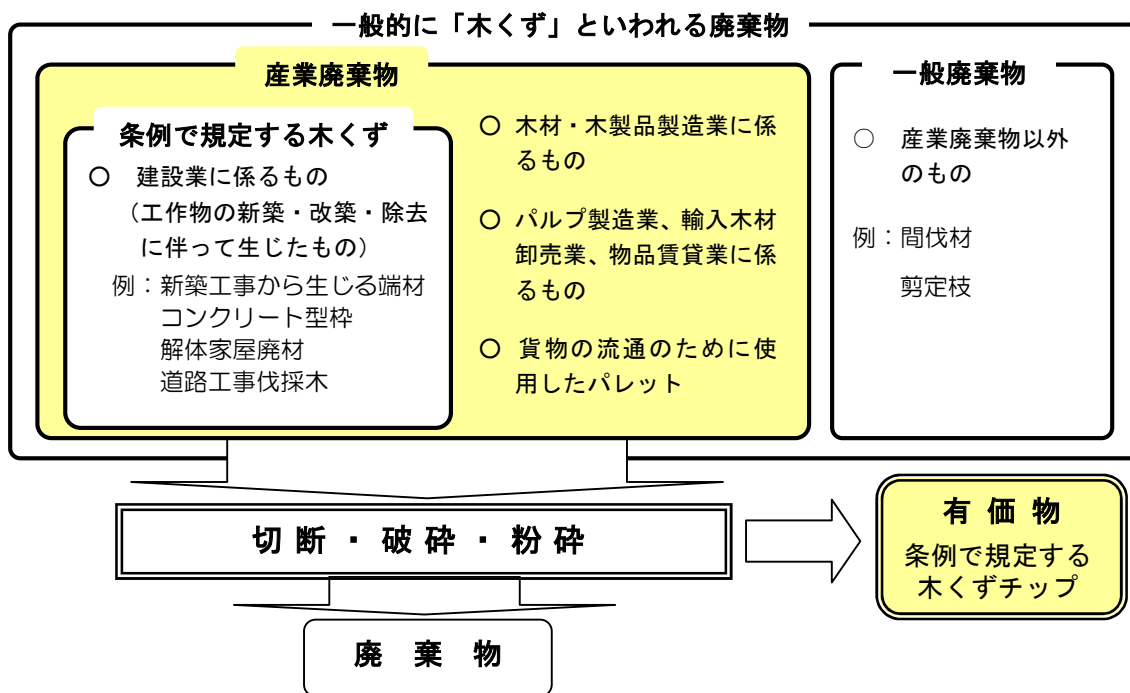
6 改善命令、罰則について

上記1， 2， 4（2）の基準に適合しない保管が行われたときは、改善命令の対象になります。この命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

コラム 条例で規定する木くずと木くずチップ

この条例では木くずと木くずチップについて以下のとおり規定しています。

- ・木くず 産業廃棄物である木くずのうち、建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）
- ・木くずチップ 産業廃棄物である木くずを切断し、破碎し、又は粉碎したもので廃棄物以外のもの



第3 排出等事業者

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。処理業者等に産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合も、自らが排出した廃棄物に対し不適正な処理が行われないよう調査や確認が必要です。(第20条)

1 排出等事業者が講ずべき措置

排出等事業者は、産業廃棄物の収集又は処分を委託するときは、発生から最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われるために、以下の例により必要な措置(調査・確認)を行ってください。

排出等事業者が行うべき措置の例

- 産業廃棄物の適正な処理に通常要する市場価格の調査(複数社からの見積りの徴収など)
 - 産業廃棄物の処理委託先に関する下記事項の確認
 - ① 過去5年間の行政処分及び過去1年間の行政指導の状況の確認^{※5}
 - ② 環境マネジメントシステム(ISO14001、エコアクション21等)の取得状況の確認
 - ③ 「長野市産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」への対応状況の確認
 - 処理委託前における処理施設等の現地確認
 - 継続して処理を委託する場合にあっては、処理委託後の処理施設等の現地確認
 - 排出等事業者のための廃棄物・リサイクル・ガバナンスガイドラインを参考にした委託業者選定
- 参照URL: http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/3r_policy/policy/governance.html

※5: 行政処分及び行政指導の確認については、P12を参照

2 排出等事業者の支障の除去

排出等事業者は、自らが委託処理した産業廃棄物の不適正な処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、生活環境保全上の支障の除去等の措置を講じてください。

排出等事業者が行う支障の除去の例

- 委託した産業廃棄物の処理状況の調査
- 行政への通報、警察への通報
- 不適正な処理が行われた産業廃棄物の搬出、撤去
- 他の許可業者への処理委託

不適正な処理の例

- 過剰保管
- 処理の未実施
- 委託した許可業者以外の者による処理
- 不法投棄 等

3 市長への報告

排出等事業者は、上記支障の除去等の措置を講じた日から起算して14日以内に排出等事業者措置内容報告書（条例様式第5号）を、市廃棄物対策課に提出してください。（措置内容報告書記載例を参照）

4 勧告

排出等事業者が上記に違反して生活環境保全上の支障の除去等の措置を講じなかったときは、勧告の対象になります。更に、この勧告に従わない場合は、その勧告内容は公表されます。

第4 工事発注者・工事発注事業者

廃棄物処理法では、建設工事の排出事業者は、工事受注者（元請業者）ですが、条例では工事発注者に対しても廃棄物の適正な処理の確認を義務付けました。（第22条・第23条）

1 工事発注者の講ずべき措置

工事発注者^{※6}は、工事発注前、工事発注後の各段階において、建設工事の工事受注者が当該建設工事に伴い生じる産業廃棄物の処理を適正に行い得ることを確認するよう努めてください。

工事発注者が行う確認の例

- 建設工事に伴い排出される産業廃棄物の処理計画の確認
- 建設工事に要する費用と、産業廃棄物の適正な処理に通常要する市場価格の確認（工事受注者が複数社から徴収した見積りの確認など）
- 工事受注者がその産業廃棄物を自ら処理する場合はその積替保管場所及び処理施設の状況の現地確認
- 工事受注者がその産業廃棄物の処理を委託する場合はその委託先業者の処分業の許可の有無の確認
- 工事受注者又は廃棄物処理委託先に関する下記の事項の確認
 - ① 過去5年間の行政処分及び過去1年間の行政指導の状況の確認^{※5}
 - ② 環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション21等）の取得状況の確認
 - ③ 「長野市産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」への対応状況の確認

※5：行政処分及び行政指導の確認については、P12を参照

2 工事発注事業者の講ずべき措置

工事発注事業者^{※7}は、工事発注前、工事発注後の各段階において、建設工事の工事受注者が当該建設工事に伴い生じる産業廃棄物の処理を適正に行い得ることを確認してください。

※6、7：工事発注者と工事発注事業者の定義は、「条例で規定する工事発注者と工事発注事業者」（P8コラム欄参照）

工事発注事業者が講ずべき措置

※工事発注者の立場で、上記に例示したことも確認するよう努めてください。

産業廃棄物の処理方法	工事受注者が許可業者等 ^{※8} に委託する場合	工事受注者が自ら処理する場合
建設工事請負契約締結前	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該建設工事に伴う建設廃棄物の適正処理費用（工事受注者が複数社から徴収した見積りなど） ○ 当該廃棄物の収集運搬から最終処分までの一連の処理を行う予定の全ての者に係る事項 <ol style="list-style-type: none"> ① 氏名及び住所（法人名、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） ② 法の許可の有無・許可番号（再生利用業の指定の有無・指定番号） ③ 過去5年間の行政処分、過去1年間の行政指導の状況^{※5} 	○ 積替保管・処分を行う場所の現地の状況 ^{※9} （参考様式を参照）
	○ 産業廃棄物処理委託契約書に記載されている事項（契約書の写しを受領）	
建設工事請負契約締結後	○ 産業廃棄物管理票に記載されている事項（A, E票の写しを受領）	○ 処分を行った当該産業廃棄物の総量及び種類ごとの数量 ^{※9}

- | | | |
|--|--|--|
| | | ○ 当該産業廃棄物の積替保管・処分を行った場所の現地状況※ ⁹ |
|--|--|--|

※5：行政処分及び行政指導の確認については、P11を参照

※8：許可業者等とは、産業廃棄物処理業の許可、再生利用業の指定を有する者をいいます。

※9：産業廃棄物処理業の許可、産業廃棄物処理施設の設置許可、再生利用業の指定を有する工事受注者が自ら処理する場合は、確認の義務はありません。

(工事受注者が自ら処理した後の廃棄物を許可業者等に委託する場合は、「自ら処理する場合」と「許可業者等に委託する場合」の両方の確認が必要です。)

3 工事発注事業者が講ずべき記録の作成・保存

工事発注事業者が工事受注者の当該産業廃棄物の適正処理について上記の確認を行ったときは、記録を1年ごとに作成し、作成後5年間事務所に保存してください。(参考様式を参照)

4 工事発注事業者による支障の除去

工事発注事業者は、その建設工事から発生した産業廃棄物の不適正な処理が行われ、又は行われるおそがあることを知ったときは、生活環境保全上の支障の除去等の措置を講じてください。

工事発注事業者が行う支障の除去の例

- 発生した産業廃棄物の処理状況の調査
- 行政、警察への通報

(場合によっては、工事発注事業者も不適正な処理が行われた産業廃棄物の搬出や撤去を命じられる場合があります。)

不適正な処理の例

- 過剰保管
- 処置の未実施
- 委託した許可業者以外の者による処理
- 不法投棄 等

5 市長への報告

工事発注事業者は、上記の支障の除去等の措置を講じた日から起算して14日以内に工事発注事業者措置内容報告書(条例様式第6号)を市廃棄物対策課に提出してください。(措置内容報告書記載例を参照)

6 勧告

工事発注事業者が上記に違反して生活環境保全上の支障の除去等の措置を講じなかったときは、勧告の対象になります。更に、この勧告に従わない場合は、その勧告内容が公表されます。

コラム 条例で規定する工事発注者と工事発注事業者

本条例では、工事発注者と工事発注事業者を以下のとおり規定しています。

- ・工事発注者 建設工事を発注する者(個人を含む。)
- ・工事発注事業者 建設工事の規模が床面積80㎡以上の解体工事、又は500㎡以上の新築又は改築工事を発注する事業者

第5 工事受注者

工事受注者は、工事発注者（工事発注事業者）に対し、その建設工事に伴い生じる産業廃棄物の処理に関して説明する義務があります。（第25条）

1 工事受注者の工事発注者に対する産業廃棄物の処理に関する説明

工事受注者は、工事発注者からその建設工事に伴い生じる産業廃棄物の処理に関して説明等を求められたときは、誠実に説明等を行ってください。

2 工事受注者の工事発注事業者に対する産業廃棄物の処理に関する説明

工事受注者は、工事発注事業者からの求めの有無にかかわらず、工事発注事業者に対して以下の事項の説明を行ってください。

工事受注者が説明すべき事項

産業廃棄物の処理方法	工事受注者が許可業者等 ^{※8} に委託する場合	工事受注者が自ら処理する場合
建設工事請負契約締結前	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建設工事に伴う産業廃棄物の適正処理費用 ○ 廃棄物の収集運搬から最終処分までの一連の処理を行う予定の全ての者に係る事項 ① 氏名及び住所（法人名、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） ② 法の許可の有無・許可番号（再生利用業の指定の有無・指定の番号） ③ 過去5年間の行政処分、過去1年間の行政指導の状況^{※5} 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 積替保管・処分を行う場所の現地の状況^{※9}
建設工事請負契約締結後	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産業廃棄物処理委託契約書に記載されている事項（契約締結日から10日以内に契約書の写しを提供） 	
産業廃棄物最終処分後	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産業廃棄物管理票に記載されている事項（E票の送付を受けた日から10日以内にA、E票の写しを提供） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 処分を行った産業廃棄物の総量及び種類ごとの数量^{※9} ○ 産業廃棄物の積替保管、処分を行った場所の現地の状況^{※9}（中間処理、最終処分を行った日からそれぞれ10日以内に説明）

※5：行政処分及び行政指導の確認については、P12を参照

※8：許可業者等とは、産業廃棄物処理業の許可、再生利用業の指定を有する者をいいます。

※9：産業廃棄物処理業の許可、産業廃棄物処理施設の設置許可、再生利用業の指定を有する工事受注者が自ら処理する場合は、説明の義務はありません。

（工事受注者が自ら処理した後の廃棄物を、許可業者等に委託する場合は「自ら処理する場合」と「許可業者等に委託する場合」の両方の確認が必要です。）

3 勧告

工事受注者が上記に違反して説明をしなかったときや、虚偽の説明を行ったときは、勧告の対象となります。更に、工事受注者が当該勧告に従わないときは、その勧告内容が公表されます。

4 廃棄物の処理施設において処理を行った廃棄物に係る記録及び閲覧

(1) 自ら処理を行った産業廃棄物の記録

産業廃棄物を自ら処理する工事受注者は、その廃棄物の処理施設（積替保管施設、中間処理施設、最終処分施設）において以下の事項について記録し、その記録を、廃棄物処理施設がある事業場に3年間備え置いてください。

産業廃棄物を自ら処理する工事受注者の記録すべき事項

記録が必要な場合	記録事項	備考
産業廃棄物を自ら処理した場合	○ 処理を行った廃棄物の種類及び数量	各月ごとにまとめる
大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地下水に係る事項の測定を行った場合	○ 測定位置 ○ 測定年月日 ○ 測定結果年月日 ○ 測定結果	
処理施設の点検を行った場合	○ 点検年月日 ○ 点検結果	

(2) 記録の閲覧

上記記録は、関係住民、廃棄物を排出する事業者又は工事発注者（工事発注事業者を含む。）から閲覧の請求があった場合は、正当な理由なしに閲覧を拒むことはできません。

(3) 閲覧に関する勧告

工事受注者が正当な理由なく閲覧を拒んだときは、勧告の対象になります。更に、工事受注者が当該勧告に従わないときは、その勧告内容が公表されます。

第6 土地所有者等

土地を所有、占有又は管理する者は、廃棄物の不適正な処理が行われないようにするため、その土地を適正に管理する義務があります。(第27条)

1 土地所有者等が講ずべき土地の管理

土地所有者等は、その土地において廃棄物の不適正な処理が行われないように以下の例によりその土地の管理に努めてください。

土地所有者等が行う措置の例

- 定期的な土地の状況の確認
- 普段自ら使用しない管理用の私道の封鎖
- 不法投棄されにくい環境の整備（草刈、ごみ拾い、立看板の設置）
- 周辺住民への連絡先の周知

2 所有地を廃棄物の処理を行う者に使用させる場合の注意事項

土地所有者は、その土地を廃棄物の処理を行い、又は行おうとする者に使用させる場合、その土地において廃棄物の不適正な処理が行われることを防止するため、以下の例により必要な措置を行なってください。

土地所有者等が廃棄物の処理を行う者に使用させる場合に行う措置の例

- 借地人（転借地人を含む。）の土地の使用目的の事前確認
- 借地人の行政処分等の状況の確認※⁵
- 定期的な土地の状況の確認
- 貸借契約書に法令遵守義務の記載、目的外使用の場合の契約解除事項の記載

※5：行政処分及び行政指導の確認については、P12を参照

3 不適正な処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときの措置

土地所有者等は、その土地において廃棄物の不適正な処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、生活環境保全上の支障の除去等の措置を講じてください。

土地所有者等が行う支障の除去の例

- 発生した廃棄物の処理状況の調査
- 市、警察への通報
- 不適正な処理が行われた廃棄物の搬出、撤去
- 他の許可業者への処理委託

不適正な処理の例

- 過剰保管
- 処理の未実施
- 不法投棄 等

4 市長への報告

土地所有者等は、上記の支障の除去等の措置を講じた日から起算して14日以内に、土地所有者等措置内容報告書（条例様式第7号）を市廃棄物対策課に提出してください。

5 勧告

土地所有者等が上記に違反して生活環境保全上の支障の除去等の措置を講じなかったときは、勧告の対象になります。更に、土地所有者等が当該勧告に従わないときは、その勧告内容が公表されます。

産業廃棄物処理業者等の行政処分及び行政指導の状況の確認について

長野市は、過去5年間の行政処分の状況を市ホームページで公開するよう予定しています。

（公開は、条例施行日以降）

行政指導の状況については、個別に市廃棄物対策課にお問い合わせください。

また、産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度基準適合者は、適合審査確認時点で過去5年間の行政処分を受けていない者に該当します。詳細は、市ホームページ「長野市産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」を参照してください。

（URL：<http://www.city.nagano.nagano.jp/> 課・支所別メニュー＞環境部＞廃棄物対策課＞お知らせ）

第7 準多量排出事業者が作成する産業廃棄物処理計画

準多量排出事業者^{※10}は、産業廃棄物処理計画^{※11}を作成し、市長に提出しなければなりません。また、翌年度にはその実績報告をしなければなりません。(第79条)

※10：準多量排出事業者とは、前年度の産業廃棄物の発生量が 500トン以上 1,000トン未満である事業場を市内に設置している事業者をいいます。

※11：産業廃棄物処理計画とは、産業廃棄物の減量等に関する計画をいいます。

1 産業廃棄物の減量等に関する計画

準多量排出事業者は、毎年6月30日までに産業廃棄物処理計画書（条例様式第33号）を電子メールにより市廃棄物対策課に提出してください。

2 産業廃棄物処理計画の実施状況報告

準多量排出事業者は、毎年6月30日までに前年度の処理計画実施状況について、産業廃棄物処理計画実施状況報告書（条例様式第34号）を電子メールにより市廃棄物対策課に提出してください。

3 計画書及び報告書の縦覧

準多量排出事業者から提出された計画書及び報告書は、産業廃棄物の減量等に対する取り組み事例を他の事業者に広く参考にしていただくため、1年間、市のホームページ上で公表します。

排出等事業者、工事発注者、工事受注者、土地所有者等の講ずべき措置の手引き 様式集

【条例様式】

(条例様式第5号)	排出等事業者措置内容報告書
(条例様式第6号)	工事発注事業者措置内容報告書
(条例様式第7号)	土地所有者等措置内容報告書
(条例様式第33号)	産業廃棄物処理計画書
(条例様式第34号)	産業廃棄物処理計画実施状況報告書

【参考様式】

工事発注事業者の講ずべき措置関係確認記録（条例第23条関係）
建設工事に伴い生じる産業廃棄物の処理を自ら行う場合における現地の状況確認記録表
（条例第23条関係）

「排出事業者のための廃棄物・リサイクルガバナンスガイドライン」

（平成16年9月 産業構造審議会廃棄物部会廃棄物・リサイクル小委員会（経済産業省））より

- ・収集運搬業者の選定評価に当たって確認することが望ましい主要チェック項目例
- ・中間処理業者の選定評価に当たって確認することが望ましい主要チェック項目例
- ・最終処分業者の選定評価に当たって確認することが望ましい主要チェック項目例

【記載例】

措置内容報告書記載例

工事発注事業者の講ずべき措置関係確認記録記載例

様式第5号（第16条関係）

排出等事業者措置内容報告書

年 月 日

長野市長 様

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために講じた措置について、長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第20条第2項の規定により、次のとおり報告します。

事業場の名称			
事業場の所在地			
処理を委託した産業廃棄物の種類		数量 (t)	
産業廃棄物の処理を受託した者	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	(運搬)	
		(中間処理)	
		(最終処分)	
	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	(運搬)	
(中間処理)			
(最終処分)			
※処理を委託した産業廃棄物の不適正な処理の状況			
生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止の措置を講じた日		年 月 日	
※生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために講じた措置の内容			

備考

- 1 運搬、中間処理又は最終処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「処理を委託した産業廃棄物の種類」の欄にその旨を、「数量(t)」欄にその数量を記載すること。
- 2 数量は、トンに換算して記載すること。
- 3 ※欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

様式第6号（第20条関係）

工事発注事業者措置内容報告書

年 月 日

長野市長 様

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために講じた措置について、長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第23条第3項の規定により、次のとおり報告します。

工事受注者	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
産業廃棄物の処理を行った者	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	(運搬)
		(中間処理)
	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	(最終処分)
		(運搬)
	(中間処理)	
	(最終処分)	
※産業廃棄物の不適正な処理の状況		
生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止の措置を講じた日		年 月 日
※生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために講じた措置の内容		

備考 ※欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

様式第7号（第22条関係）

土地所有者等措置内容報告書

年 月 日

長野市長 様

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために講じた措置について、長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第27条第3項の規定により、次のとおり報告します。

土地の所在地		
土地の使用者	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
※廃棄物の不適正な処理の状況		
生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止の措置を講じた日		年 月 日
※生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために講じた措置の内容		

備考 ※欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

(様式第33号) (第79条関係)

産業廃棄物処理計画書

年 月 日

長野市長 様

住 所

氏 名

連絡先 (電話)

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画について、長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第79条第1項の規定により提出します。

事業場の名称	
事業場の所在地	
計画期間	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	【目標】		
②計画	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
	①現状	【前年度（ 年度）実績】	
産業廃棄物の種類			
全処理委託量		t	t
優良認定処理業者への処理委託量		t	t
再生利用業者への処理委託量		t	t
認定熱回収業者への処理委託量		t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t	t
(これまでに実施した取組)			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。

また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(様式第34号) (第79条関係)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

年 月 日

長野市長 様

住 所

氏 名

連絡先 (電話)

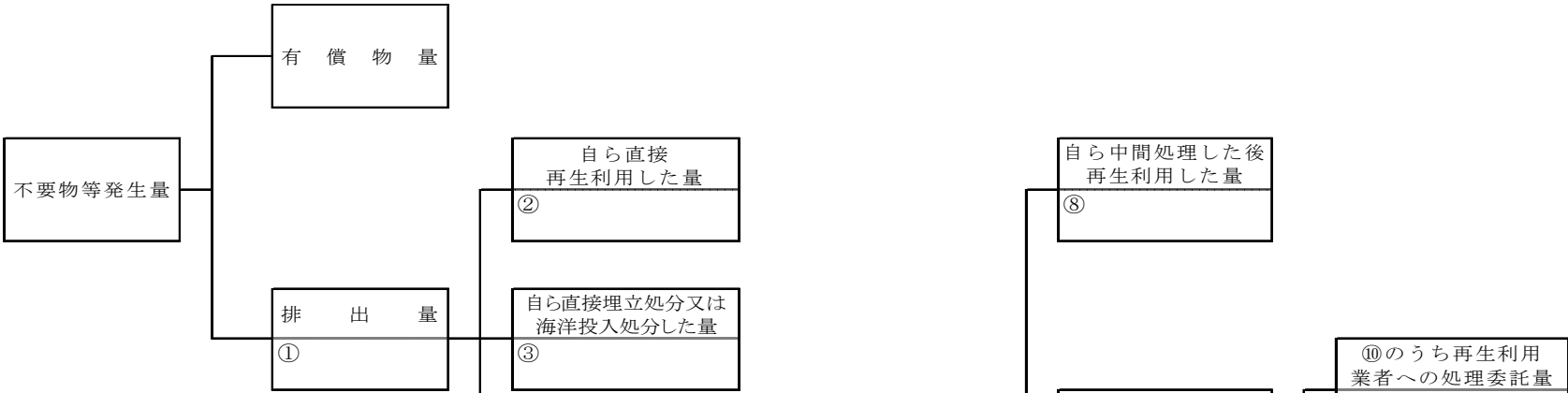
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第79条第2項の規定により、
年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称			
事業場の所在地			
事業の種類			
産業廃棄物処理計画 における計画期間			
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	t	全処理委託量	t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
※事務処理欄			

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:)



項目	実績値
①排出量	
②+⑧自ら再生利用を行った量	
⑤自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑩全処理委託量	
⑪優良認定処理業者への処理委託量	
⑫再生利用業者への処理委託量	
⑬熱回収認定業者への処理委託量	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

工事発注事業者の講ずべき措置関係 確認記録

収集運搬業者			
氏名 (名称及び代表者氏名)	住所 (主たる事務所の所在地)	許可(指定)の状況	
		番号	有効期限
許可の内容			
過去5年間の行政処分の状況及び過去1年間の行政指導の状況			
処分・指導の別	年月日	内容	
行政指導			
行政処分			

中間処理業者			
氏名 (名称及び代表者氏名)	住所 (主たる事務所の所在地)	許可(指定)の状況	
		番号	有効期限
許可の内容			
過去5年間の行政処分の状況及び過去1年間の行政指導の状況			
処分・指導の別	年月日	内容	
行政指導			
行政処分			

最終処分業者			
氏名 (名称及び代表者氏名)	住所 (主たる事務所の所在地)	許可(指定)の状況	
		番号	有効期限
許可の内容			
過去5年間の行政処分の状況及び過去1年間の行政指導の状況			
処分・指導の別	年月日	内容	
行政指導			
行政処分			
最終処分場所			

建設工事に伴い生じる産業廃棄物の処理を自ら行う場合における現地の状況確認記録表

収集運搬

事業者名		事業者住所	
対応者職氏名		施設所在地	
確 認 内 容			
		契約締結前	最終処分後
車 両 設 備	収集運搬のための適切な車両を保有している。		
	産業廃棄物収集運搬車量の表示が用意されている。		
	車両に飛散防止対策設備がある。		
	車両置場等に廃棄物等が放置されていない。		
積 替 保 管 施 設	積替保管場所の掲示板が設けられている。		
	適切な囲いが設けられている。		
	生活環境に支障を生じる悪臭・騒音・振動等がない。		
	廃棄物の種類に応じた適切な施設である。		
	廃棄物は整然と、適切な方法により保管されている。		
	屋外での廃棄物の積み上げの高さが保管基準内である。		
	保管量は過大でない。		
	火災の発生の防止のための措置がされている。(可燃性廃棄物の場合)		
	消火器その他の消火設備が設置されている。(可燃性廃棄物の場合)		
	汚染防止のための適切な排水設備がある。		
	" 底面の不浸透設備がある。		
" 側面の不浸透設備がある。(地中保管の場合)			
屋根等の雨水がかからない設備が設けられている。(地中保管の場合)			
特 記 事 項			
確認年月日		確認者職氏名	

中間処理

事業者名		事業者住所	
対応者職氏名		施設所在地	
確認内容			契約締結前
			最終処分後
施設等	保管場所の掲示板が設けられている。		
	適切な囲いが設けられている。		
	場内及び場外に廃棄物の飛散が見られない。		
	敷地周辺に排水溝がめぐらされている。		
	生活環境に支障を生じる悪臭・騒音・振動等がない。		
	廃棄物の種類に応じた適切な施設である。		
	車両等の重量をはかる設備がある。		
	廃棄物を取り扱う区域の地面が全て舗装されている。		
	作業の多くを屋内で行う構造となっている。		
	換気装置、集じん装置など防じん対策がなされている。		
	廃棄物の保管区域が決められており、その境界が明示されている。		
	保管区域外で保管されていない。		
	保管量は過大でない。		
	火災の発生を防止するための措置がされている。(可燃性廃棄物の場合)		
	消火器その他の消火設備が設置されている。(可燃性廃棄物の場合)		
	特記事項	汚染防止のための適切な底面の不浸透設備がある。	
〃 側面の不浸透設備がある。(地中保管の場合)			
屋根等の雨水がかからない設備が設けられている。(地中保管の場合)			
確認年月日		確認者職氏名	
(最終処分)			

措置内容報告書記載例

様式第5号（第16条関係）

排出等事業者措置内容報告書

平成23年7月1日

長野市長 様

住 所 長野市〇〇町〇〇番地
 氏 名 (株)〇〇代表取締役 △△△△
 連絡先(電話) 〇〇〇-〇〇〇〇
 (法人にあっては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名)

生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために講じた措置について、長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第20条第2項の規定により、次のとおり報告します。

事業場の名称	△△氏家屋解体現場		
事業場の所在地	長野市〇〇△丁目〇番〇号		
処理を委託した産業廃棄物の種類	がれき類	数量 (t)	20 t
産業廃棄物の処理 を受託した者	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	(運搬) ××株式会社 ----- (中間処理) 株式会社□□ ----- (最終処分) ☆☆株式会社	
	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	(運搬) 長野市××町××番地 ----- (中間処理) 長野市□□町□□番地 ----- (最終処分) ☆☆市☆☆町☆☆番地	
	※処理を委託した産業廃棄物の不適正な処理の状況	収集運搬業者××株式会社が、長野市〇〇番地の山林に不法投棄した。	
生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止の措置を講じた日	平成〇年〇月〇日		
※生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために講じた措置の内容	市・警察署に通報し、不法投棄された廃棄物に飛散流出防止用ブルーシートを覆った。		

不適正処理された産業廃棄物の排出事業場の名称
(例)
〇〇支社、△△工場

産業廃棄物管理
票から転記

できるだけ具体的に記載

できるだけ具体的に記載

備考

- 1 運搬、中間処理又は最終処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「処理を委託した産業廃棄物の種類」の欄にその旨を、「数量(t)」欄にその数量を記載すること。
- 2 数量は、トンに換算して記載すること。
- 3 ※欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

工事発注事業者の講ずべき措置関係 確認記録記載例

条例第23条関係

工事発注事業者の講ずべき措置関係 確認記録

収集運搬業者			
氏名 (名称及び代表者氏名)	住所 (主たる事務所の所在地)	許可(指定)の状況	
		許可番号	有効期限
株式会社〇〇 代表取締役 △△△△	長野市〇〇町〇〇番地	95510000	平成〇年〇月〇日
許可の内容	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず類、がれき類、木くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)		
過去5年間の行政処分の状況及び過去1年間の行政指導の状況			
処分・指導の別	年月日	内 容	
行政処分	平成×年×月×日	廃棄物処理法第×条×項×号の規定による積替保管場所の保管量の改善命令	
行政指導			

中間処理業者			
氏名 (名称及び代表者氏名)	住所 (主たる事務所の所在地)	許可(指定)の状況	
		許可番号	有効期限
株式会社☆☆ 代表取締役 ○○○○	長野市△△町△△番地	95210000	平成△年△月△日
許可の内容	中間処理(破碎) 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず類、がれき類、木くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)		
過去5年間の行政処分の状況及び過去1年間の行政指導の状況			
処分・指導の別	年月日	内 容	
行政処分			
行政指導	平成△年△月△日	長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第△条△項△号の規定による事業計画の内容の変更の勧告	

最終処理業者			
氏名 (名称及び代表者氏名)	住所 (主たる事務所の所在地)	許可(指定)の状況	
		許可番号	有効期限
許可の内容			
過去5年間の行政処分の状況及び過去1年間の行政指導の状況			
処分・指導の別	年月日	内 容	
行政処分			
行政指導			